## 総所得金額等の計算書 (純損失等の繰越控除用)

【 通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦、⑧及び⑨の各 】 欄の金額は、この計算書によって計算してあります。

年分

退 職 所 得

(46)

	十刀										
純損失の繰越控除							日	殿			
)同一所	得内の控	除									
			A 繰越控除前の B 繰越純損失額 m 存 金 額 B m が ら繰り越さ n た 細増生の 企類			C)		ナ C の金名	「①」欄には、「分離 短期譲渡」と「分離長期		
総 所	<ul><li> 所 得</li></ul>		八		((A)-(B)) 字、黒字の控除後の金割			一方が赤字で他方が黒字 であるときは、その赤字			
751									と黒字を相殺した後の金額が書いてあります。		
	所得	(2)									
山林	所 得	(4)									
退職	所 得	5									
所得相	互間の控	除									
)のうち ) 金額の	、赤字 合計額	6	<u>н</u>								
		E) (	D) のうち、黒字の金額	(F) 差し引z	かれる⑥の	赤字の金額	(G) 純	損失控除後の金額	「 E 」 の 「 (12 ~ (16 」 欄には、 「 E 」 欄の (7		
総 所				12		円	(17)	(E-F)	~ ① までの順に充てられる「⑥」欄の赤字の金額が書いてあります。		
	所得	7   8		(13)			(18)		立彼が青いくのりより。		
	所得	9		14)			(19)				
山林	所 得	(10)		15)			20)				
退職	所 得	(11)		16			21)				
雑損気	夫の繰越	控除									
繰越雑 1 前年かられ れた雑損	燥り越さ	(22)	<u>н</u>								
		H 雑損失控除前の所得金額 I 差し引かれる② の			赤字の金額	J 雑·	損失控除後の金額 (m)-(I))	「①」の「29~34」 欄には、「⑪」欄の23 ~28までの順に充てら			
総所	————— 得	23)		四 29		円	(35)		~ (28)までの順に元 (5) れる「(22)」欄の赤字の 金額が書いてあります。		
	所得	24)		30			36)				
	所得	25)		31)			(37)				
	所得	26)		32			38)				
山 林	所 得	27)		33)			39)				
退職	所 得	28)		(34)			40)				
総所行	导金額等	の計	算	T.			ı				
			(K) 繰越損失控除後の 1又は2による 赤字控除後の金額		特別技	空 除 額	M	所 得 金 額 (底-L)	「 係 」欄には、1 の(1) の 「 D 」欄の金額、(2) の 「 G 」欄の金額又は		
総所	得	41)		H					P 2の「j」欄の金額が 書いてあります。		
	所得	(42)					Н				
	所得	43)									
	所得	(44)									
山 林	所 得	(45)									